



2019年10月開催

ショベルローダー等

運転技能講習

最大荷重1トン以上のショベルローダーやフォークローダーの運転（道路走行を除く）は、この技能講習修了の資格がなければ運転の業務に従事することができません。

※ショベルローダーは、車体前方に備えたショベルをリフトアームにより上下させてバラ物荷役を行う二輪駆動の車両のことをいい、フォークローダーは、車体前方に備えたフォークをリフトアームにより上下させて材木等に荷役を行う二輪駆動の車両のことをいいます。

資格区分	資格区分の条件等	受講料金
A	以下の資格区分 B～E のどれにも該当しない方	55,000 円
B	普通・準中型・中型・大型・大型特殊（カタピラ限定）免許をお持ちの方	42,900 円
C	1 t 未満のフォークローダー等の運転経験がある方	28,600 円
D	1. 大型特殊（カタピラ限定を除く）免許をお持ちの方 2. 普通自動車免許などを持ち、1 t 未満のショベルローダーの運転経験がある方	22,000 円
E	建設機械施工技術検定合格者の方	22,000 円

受講料金は消費税 10%込みの料金です。消費税が 8%のままの場合は料金が変わります。別途テキスト代が必要です。

講習日程

学科講習

10月4日、7日

※自動車免許等免除資格をどれもお持ちでない方（下表の資格区分 A に該当）は、4日と7日の2日間受講となり、自動車免許等の免除資格をお持ちの方（下表の資格区分 B～E）は7日のみ受講となります。

実技講習

グループ①

10月8～10日（3日間）

グループ②

10月11日（1日間）

グループ③

10月15～17日（3日間）

※免除資格によって実技講習の所要日数及び日程が異なります。下表の資格区分 A 及び B の方は、申込み順によってグループ①またはグループ③のどちらかで受講となります。下表の資格区分 C、D 及び E の方はグループ②で受講となります。詳細は新南陽クレーン教習所までお気軽にお問合せください。

本講習は昨年度まで陸上災害防止協会山口県支部様の主催で、講習会場が私ども新南陽クレーン教習所でしたが、本年度より弊社主催となりますので、お申込み手続等は弊社までお願いいたします。

株式会社トモタ

新南陽クレーン教習所

〒746-0043

山口県周南市新田 2-6-1

TEL 0834-63-4110

FAX 0834-63-6635

Web <https://www.nan-crane.com/>

Mail info@nan-crane.com